

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様へ

確認申請等に伴う手数料免除のお知らせ

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。被災された建築物（住宅等）の建替等の際に、建築基準法に基づく確認申請等を北海道に申請される場合において、申請手数料を免除します。

- 対象とする災害
北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月 6 日発生）
- 対象者等

対象者	対象工事	対象区域等
自らの居住の用に供する住宅（自己居住用住宅 ^{※1} ）を滅失し又は破損 ^{※2} した者	自己居住用住宅の新築、増改築、大規模の修繕・模様替	北海道が建築確認を所管する区域 ^{※3}
自己居住用住宅以外の建築物を滅失し又は破損 ^{※2} した者	建築物の新築、増改築、大規模の修繕・模様替 仮設建築物の新築	北海道が建築確認を所管する区域のうち、被災した建築物と同一の市町村区域内 ^{※4}

※1 「住宅」には、併用住宅を含む。 ※2 罹災証明により全壊又は半壊に判定されたもの ※3 別紙による

※4 やむを得ない理由がある場合は、隣接する市町村を含む。

- 対象の手数料
(1) 確認申請手数料（建築物、建築設備、工作物、計画変更）
(2) 完了検査手数料（建築物、建築設備、工作物）
(3) 中間検査手数料
(4) 仮設建築物建築許可申請手数料

4 対象期間

確認申請、完了検査及び中間検査においては、罹災証明書に記載の災害発生日から起算して、自己居住用住宅の場合は 2 年以内、自己居住用住宅以外の場合は 1 年以内に、申請したもの。ただし、確認申請の手数料免除を受けた建築物等に係る計画変更の確認申請、完了検査、中間検査については、期間の制限はありません。

5 申請に必要な書類

建築確認申請等の際に、以下の書類を添付してください。

- 確認申請等手数料免除申請書 1 部
- 市町村発行の「罹災証明書」（2 回目以降の免除申請は写しで可） 1 部

6 その他

既に免除対象となる手数料を道に納入された場合は、所定の手続きにより手数料をお返しします。

【お問い合わせ先】

各（総合）振興局建設指導課建築住宅係

石狩：011-204-5833 渡島：0138-47-9466 檜山：0139-52-6632
後志：0136-23-1373 空知：0126-20-0067 上川：0166-46-5947
留萌：0164-42-8449 宗谷：0162-33-2930 オホーツク：0152-41-0642
胆振：0143-24-9594 日高：0146-22-9293 十勝：0155-27-8601
釧路：0154-43-9192 根室：0153-23-6832

北海道建設部 建築指導課 建築基準グループ：011-204-5578

北海道が建築確認を所管する区域

市町村	対象建築物	建築確認の所管
札幌市、函館市、小樽市、釧路市、苫小牧市、室蘭市、旭川市、帯広市、北見市、江別市（10市）	全ての建築物	それぞれの行政庁が所管（特定行政庁）
岩見沢市、千歳市、滝川市、稚内市、網走市、登別市、恵庭市、伊達市、名寄市、砂川市、北広島市、紋別市、深川市、美唄市、留萌市、士別市、白老町、石狩市、富良野市、中標津町、音更町、北斗市、当別町、芽室町、幕別町、余市町、美幌町、釧路町、厚岸町、芦別市、赤平市、三笠市、長沼町、根室市、遠軽町、上富良野町、東神楽町（37市町）	木造2階建て 一戸建て住宅等	それぞれの行政庁が所管（限定特定行政庁）
	その他の建築物	北海道が所管（特定行政庁）
上記以外の市町村（132市町村）	全ての建築物	

- ・札幌市など10市においては全ての建築物の建築確認はそれぞれの行政庁が所管している。
- ・岩見沢市など37市町においては木造2階建て一戸建て住宅等の建築確認はそれぞれの行政庁で所管しており、その他の建築物については北海道が所管している。
- ・その他の132市町村においては全ての建築物の建築確認は北海道が所管している。